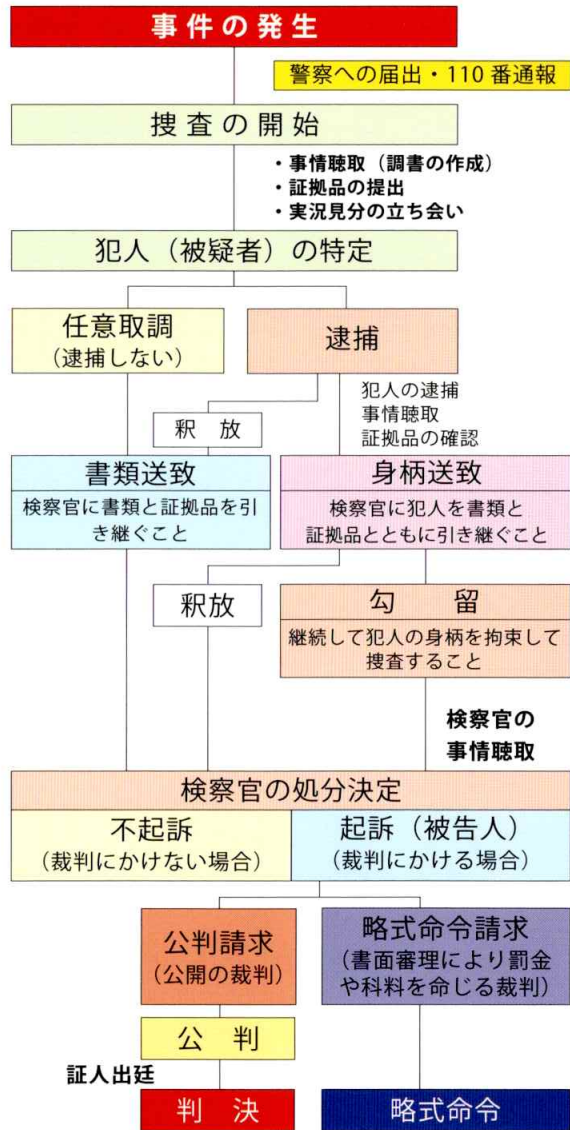


刑事手続きの流れ

警察
検察
検察庁
裁判所



※太字がご協力をお願いする捜査です
※加害者が少年(20歳未満)の場合は刑事手続きが異なります



被害相談窓口

相談窓口	相談内容	電話番号
ナポくん相談コーナー	各種犯罪被害等の相談	#9110 0742-23-1108
ヤング・いじめ110番	いじめ・犯罪による被害など少年に関する相談	0742-22-0110 0744-34-0110 (中南和)
ハートさん(性犯罪被害相談110番)	性犯罪被害に関する相談	#8103 (0120-312-110)
奈良保護観察所	被害を受けたことによる悩みや不安等に関する相談	0742-23-1233
奈良地方検察庁(被害者ホットライン)	被害者相談	0742-27-6861
奈良弁護士会	法律等に関する相談	0742-22-2035
日本司法支援センター(法テラス)	法律等に関する情報提供、民事法律扶助	0570-079714
公益社団法人なら犯罪被害者支援センター	犯罪被害にあわれた方に関する相談	0742-24-0783
奈良県性暴力被害者サポートセンター(NARA/ハート)	性暴力被害に関する相談	0742-81-3118 (#8891)
奈良県人権施策課	犯罪被害に関する相談	0742-27-8726
県内各市町村	犯罪被害、見舞金等に関する相談	各市町村の犯罪被害者等施策担当窓口

お願い

- ・被害者をご家族の方には、捜査のため次のようなお願いをすることがありますので、ご協力をお願いします。
- ◇事情聴取◇
捜査員が被害の状況等について、被害者やご家族から事情をうかがいます。
また、検察庁や裁判所でも事情を聞かれることがあります。
- ◇証拠品の提出◇
被害者の着衣や所持品などは、被害を裏付ける証拠品として提出していただく場合があります。
- ◇実況見分の立ち会い◇
事件によっては犯罪現場での状況説明に立ち会っていただく場合があります。

犯罪の被害にあわれた方とそのご家族のために

このリーフレットは、

☘ 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか？

また、そこではどのようなご協力をお願いすることになるのか？

☘ 利用できる制度には、どのようなものがあるのか？

などについてまとめたものです。

少しでもつらい思いをされている被害者やそのご家族のお役に立てれば幸いです。



分からないことなどは、遠慮なくご相談ください。

警察署 課

担当者 _____

電話番号 _____

奈良県警察

犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為（殺人や傷害など）によって、

- 死亡された犯罪被害者の遺族（遺族給付金）
- 重傷病を負った犯罪被害者（重傷病給付金）
- 障害が残った犯罪被害者（障害給付金）

に国が犯罪被害者等給付金を支給する制度です。

◇ 給付金の減額、調整 ◇

親族間犯罪や犯罪被害者にも原因がある場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

また、公的補償を受けた場合や損害賠償を受けたときは、その額と給付金の額とが調整されます。

公費による各種支援制度

警察では、

- 犯罪被害者に対する診断書料
- 死体検案書料
- 一定の犯罪被害者に対する初診料
- 性犯罪被害に係る初回処置料等
- カウンセリング等費用
- 司法解剖後の遺体搬送費（支出額には上限があります）

等を公費により支出し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減するための各種支援施策を講じています。なお、支出には一定の要件があり、支出できない場合があります。


被害者連絡制度

事件を担当する捜査員が、捜査がどのように進んでいるか（捜査に支障のない範囲での捜査状況）をはじめ、

- 被疑者を検挙した場合には、被疑者の氏名等
- 事件を送致した検察庁
- 起訴、不起訴等の処分結果
- 公訴を提起した裁判所

などについて、お知らせします。


犯人が少年の場合は、お知らせする内容が異なります。

 詳しくは、事件を担当する警察署又は奈良県警察本部県民サービス課犯罪被害者支援室までお問い合わせください。

性犯罪被害者への対応

性犯罪は、被害者の尊厳を踏みにじり、身体的のみならず精神的にも極めて重い被害を与える犯罪です。

警察では、被害者の精神的負担を軽減するため、女性警察官による相談対応等を行っています。


 ご相談は、お近くの警察署又はハートさん # 8103（0120-312-110）へ。

奈良県性暴力被害者サポートセンター(NARAハート)

「NARAハート」は、奈良県が設置している性暴力被害者のためのワンストップ支援センターです。

性暴力被害にあい、警察への届出をためらっていたり、ひとりで悩んでいる方に対し、専任の支援員が電話相談や来所相談を受け、警察、病院等への付き添いをしています。

また、カウンセリングや法律相談等の支援を行う関係機関へつなぎ、連携して支援を行っています。

 電話相談 0742-81-3118
又は # 8891（はやくワンストップ）


地方公共団体における犯罪被害者等支援施策

奈良県及び県内全ての市町村には、犯罪被害者等施策担当窓口が設置され、「**犯罪被害者等支援条例**」が制定されています。

同条例に基づき、犯罪被害者やその家族等に対する


- 相談及び情報提供
- 見舞金の支給制度等

などの支援を行っています。

 詳しくは、奈良県又はお住まいの県内各市町村までお問い合わせください。

公益社団法人なら犯罪被害者支援センター

なら犯罪被害者支援センターでは、被害者やその家族等からの電話相談、面接相談に応じたり、医療機関・カウンセリングの手配や付き添い、警察・検察庁・裁判所等への連絡、付き添いなど様々な支援を行っています。

 電話相談 0742-24-0783（ゼロナヤミ）
受付時間 【月曜～金曜】 10:00～16:00

被害者参加制度


殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、裁判所の許可を得て、「被害者参加人」となった上で、刑事裁判に参加することができます。

具体的には、裁判に出席し、決められた範囲内で、証人や被告人に対して質問したり、事実又は法律の適用についての意見を述べたりすることができます。

なお、被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、日本司法支援センター（法テラス）から被害者参加旅費等が支払われる制度があります。


被害者国選弁護制度

「被害者参加人」となった被害者等が、裁判への出席や被告人質問等の行為を弁護士に委託しようとする場合であって、その資力が200万円に満たないときには、裁判所に対して被害者参加弁護士の選定を求めることができます。

 詳しくは、日本司法支援センター（法テラス）へお問い合わせください。

損害賠償命令制度


殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死傷させた罪等の被害者等の方は、その事件を担当している裁判所に対し、不法行為による損害賠償を被告人に命ずるよう求める申し立てをすることができます。

 詳しくは、事件を担当する裁判所へお問い合わせください。

被害者等通知制度

法務省では、希望される被害者やご遺族等の方々に、事件の処分結果、刑事裁判の結果、犯人の受刑中の刑務所における処遇状況、刑務所からの出所時期などに関する情報を提供しています。

また、少年事件の場合、少年審判において保護処分を受けた加害者（少年）の少年院における処遇状況や保護観察中の処遇状況などについて通知が受けられます。

 詳しくは、事件を担当する検察庁（少年事件の場合は下記参照）へお問い合わせください。

【少年審判後の通知について】

- ・ 審判結果が保護観察の場合→
奈良保護観察所 ☎ 0742-23-1233
- ・ 審判結果が少年院送致の場合→
奈良少年鑑別所 ☎ 0742-22-4829

被害後の反応について

犯罪被害等の衝撃的な出来事のあとには、心や体に様々な反応が生じます。それらは、ショックな出来事のあとに起こる当然の反応です。

ご自身に生じた心と身体の変化を理解し、適切にケアすることが大切です。

警察では、一定の犯罪被害にあわれた方等に対するカウンセリングを実施しています。

受領書

年 月 日

氏名

リーフレット（犯罪の被害にあわれた方とご家族のために）を受領しました。